

十 十 十 十
六 五 四 三

払込期日 償還期限
場所 金額

平成三十八年六月十五日
額面金額百円につき百円
平成二十八年六月十五日
日本銀行の本店又は支店

十二

十一
初期利子

用
利
率

額面金額 × $\frac{0.05}{100} \times \frac{1}{2}$
毎年六月十五日及び十二月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。
第十号に規定する第二期以後の利子の適用利率 × $\frac{1}{2}$

中途換金の取扱い

次式により算出した金額とする。九年六月十五日以後において、平成二十一年六月十五日以後に買取りは、平成二十九年十二月十五日から平成二十九年六月十五日までの間の場合に相当する金額 + 経過利子に相当する金額 - (初期利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + 第二期利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$)

(二) 平成一十九年十一月十五日以後の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$)

中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和一十五年法律第七十一条）第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受正する法律（平成二十五年法律规定第三条の二十五条の規定による改特別障害者扶正する法律（平成二十五年法律第二十一条の四扶

十九

払元
場利
所金
支

日本
銀行